

○広島大学研究不正防止対策推進室細則

(平成 26 年 9 月 22 日理事(研究担当)決裁)

**改正** 平成 27 年 6 月 17 日 一部改正 平成 28 年 9 月 29 日 一部改正  
平成 29 年 3 月 28 日 一部改正 平成 29 年 5 月 25 日 一部改正  
平成 31 年 4 月 23 日 一部改正 令和元年 11 月 22 日 一部改正  
令和 2 年 4 月 10 日 一部改正 令和 4 年 9 月 20 日 一部改正  
令和 5 年 6 月 26 日 一部改正

広島大学研究不正防止対策推進室細則

(趣旨)

第 1 条 この細則は、広島大学における研究活動に係る不正行為の防止及び対応に関する規則(平成 27 年 4 月 28 日規則第 98 号。以下「研究不正防止規則」という。)第 9 条第 2 項の規定に基づき、広島大学研究不正防止対策推進室(以下「推進室」という。)の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(業務)

第 2 条 推進室は、公正な研究活動の推進に向けた取組に関し、次に掲げる業務を行う。

- (1) 研究者倫理の向上に関すること。
- (2) 広島大学における科学者の行動規範に関すること。
- (3) 研究費等不正使用防止計画に関すること。

(組織)

第 3 条 推進室は、次に掲げる者で組織する。

- (1) 研究不正防止規則第 5 条に定める総括責任者
- (2) 広島大学における研究費等の不正使用の防止等に関する規則(平成 19 年 10 月 15 日規則第 167 号)第 4 条第 1 項に定める統括管理責任者
- (3) 総括責任者が指名する副理事又は部長若干人
- (4) 統括管理責任者が指名する副理事又は部長若干人
- (5) 教育本部教務委員会委員長

(室長)

第 4 条 推進室に室長を置き、総括責任者をもって充てる。

2 室長は、推進室の業務を統括する。

(事務)

第 5 条 推進室の事務は、関係するグループの協力を得て、学術・社会連携室学術・社会連携支援部研究支援グループにおいて処理する。

(雑則)

第 6 条 この細則に定めるもののほか、推進室の管理運営に関し必要な事項は、推進室が定める。

附 則

この細則は、平成 26 年 9 月 22 日から施行する。

附 則(平成 27 年 6 月 17 日 一部改正)

この細則は、平成 27 年 6 月 17 日から施行する。ただし、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則第 1 条の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 28 年 9 月 29 日 一部改正)

この細則は、平成 28 年 9 月 29 日から施行し、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 29 年 3 月 28 日 一部改正)

この細則は、平成 29 年 3 月 28 日から施行する。

附 則(平成 29 年 5 月 25 日 一部改正)

この細則は、平成 29 年 5 月 25 日から施行し、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 31 年 4 月 23 日 一部改正)

この細則は、平成 31 年 4 月 23 日から施行し、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則の規定は、平成 31 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和元年 11 月 22 日 一部改正)

この細則は、令和元年 11 月 22 日から施行し、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則の規定は、令和元年 10 月 1 日から適用する。

附 則(令和 2 年 4 月 10 日 一部改正)

この細則は、令和 2 年 4 月 10 日から施行し、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則の規定は、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 4 年 9 月 20 日 一部改正)

この細則は、令和 4 年 9 月 20 日から施行し、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則の規定は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(令和 5 年 6 月 26 日 一部改正)

この細則は、令和 5 年 6 月 26 日から施行し、この細則による改正後の広島大学研究不正防止対策推進室細則の規定は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。